

総務委員会会議記録

総務委員長 関根 敏伸

1 日時

平成 22 年 3 月 19 日（金曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 55 分散会

（休憩 午前 10 時 10 分～午前 10 時 19 分、午前 10 時 47 分～午前 10 時 49 分、午前 11 時 57 分～午後 1 時 1 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、千葉伝委員、○下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、花山併任書記、佐々木併任書記、八重樫併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総合政策部

高前田総合政策部長、中村総合政策部副部長兼首席政策監、大平政策調査監、木村政策推進課総括課長、小向政策推進課政策課長、高橋政策推進課評価課長、長岡調査統計課総括課長、川口広聴広報課総括課長、清水広聴広報課情報公開課長、八重樫国体推進課総括課長

(2) 地域振興部

加藤地域振興部長、工藤地域振興部副部長兼地域企画室長、佐々木地域企画室交通政策参事、鈴木地域企画室企画課長、平野地域企画室交通課長、小原市町村課総括課長、岩間NPO・文化国際課総括課長、紺野IT推進課総括課長、菅野IT推進課行政情報化課長、菊池地域振興支援室長、高橋地域振興支援室県北沿岸振興課長

(3) 総務部

菅野総務部長、菊池総務部副部長兼総務室長、黒田総務室法務私学課長、金田総務室入札課長、高橋参事兼人事課総括課長、八矢予算調製課総括課長、八重樫税務課総括課長、吉田管財課総括課長、大谷総合防災室長、越野総合防災室防災危機管理監、高橋総合防災室防災消防課長、切金総務事務センター所長

(4) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

(5) 警察本部

島村警務部長、大志田生活安全部長、吉田交通部参事官兼交通企画課長、
新沼生活安全部生活環境課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 21 号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

イ 議案第 22 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第 23 号 地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例

エ 議案第 40 号 全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについて

オ 議案第 41 号 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入並びにこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについて

カ 議案第 42 号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第 82 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

イ 受理番号第 85 号 技能士並びに技能士の育成に努める県内専門工事業者への具体的施策の実現に関する請願

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により審査を行います。

初めに請願陳情の審査を行います。なお、本日の日程であります。請願陳情受理番号 82 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願については、当総務委員会と環境福祉委員会及び商工文教委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、国に対する意見書の提出を求める請願であり、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会及び商工文教委員会との協議が必要になる可能性がありますことから各委員長と申し合わせをし、各委員会において最初に審査される日

程でありますので、当委員会において最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、受理番号第 82 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち、4 でありますので、御了承願います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○大志田生活安全部長 今般、県議会に提出されました改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願の項目中、ヤミ金融を徹底的に摘発することに関し御説明いたします。

国では、深刻化する多重債務問題を解決するため、平成 18 年 12 月に成立しました改正貸金業法により、貸し付けの上限金利の引き下げ、貸付残高の総量規制の導入等を実施いたしました。

また、これを受けまして内閣府に設置された多重債務者対策本部では、改正貸金業法の完全施行に向け、平成 19 年 4 月に既存の借り手や相対的にリスクの高い借り手等に対する借り手対策として、国、地方自治体及び関係団体が一体となって実施すべき 4 つの施策を柱とする多重債務者問題改善プログラムを策定し、ヤミ金融の撲滅に向けた取り締まりの強化はその一つに掲げられております。

県警察では、当改正等に先駆け、平成 15 年 8 月 20 日に岩手県警察ヤミ金融事犯取締本部を設置し、組織の総合力を発揮して取り締まりを推進してきました。こうした国の施策を受け、平成 20 年 4 月には、生活安全部生活環境課内に生活安全特捜隊を設置し、さらなる取り締まり体制の強化を図ったところであります。

具体的な取り締まりの状況であります。まずその前に警察におけるヤミ金融事犯の定義を御説明いたします。警察では、出資の受け入れ、預け金及び金利等の取り締まりに関する法律に規定する高金利事犯、貸金業法に規定する無登録営業事犯、その他貸金業に関連する詐欺、暴行、脅迫などをヤミ金融事犯ととらえ、鋭意捜査を行っているところであります。

ヤミ金融に関する相談の受理状況を見ますと、平成 20 年が 778 件、平成 21 年が 651 件となっております。ヤミ金融は非合法な方法で入手しました携帯電話、あるいは銀行口座を利用するなど、犯行方法がますます巧妙化しているのが現状であります。

県警察では、平成 20 年は 9 事件 18 名、平成 21 年は 12 事件 27 名を摘発しております。昨年の主な摘発事例を申し上げますと、1 月に千葉県内に事務所を設けていた 9 名のヤミ金融グループ、4 月には東京都内に事務所を設けていた 4 名のヤミ金融グループ、8 月には千葉県警察と合同捜査により、千葉県内に事務所を設けていた 3 名のヤミ金融グループ、10 月には東京都内に事務所を設けていた 5 名のヤミ金融グループなどの首都圏におけるヤミ金融グループを摘発したほか、県内の無登録貸金業者の摘発などを進め、昨年は過去最多の検挙となりました。

また、犯行使用口座の凍結や電話警告などによる被害の拡大防止に努め、さらに被害未然防止のためのタイムリーな広報啓発活動を推進しているところであります。参考までに申し上げますと、使用口座の凍結は、平成 21 年中が 151 口座、平成 20 年は 191 口座を凍結し

ましたし、電話による警告は、平成 21 年が 93 件、平成 20 年が 317 件でございました。

今後、改正貸金業法が完全施行された場合、貸付金額が制限されます。ヤミ金融を利用する多重債務者が増加するのではないかと懸念しております。県警察としましては、現在の取り締まり体制を堅持しつつ、警察官個々に対する債務者対策の浸透を図りながら、取り締まりの一層の強化と被害の未然防止対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○関根敏伸委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 質疑、意見がないようでありますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請願は、1 件の請願を委員会の所管の都合上、項目ごとに分離して 3 つの委員会に付託されたものでありますので、これから意見書の取り扱いについて決定いたしますが、今定例会において意見書を提出することとなる場合は、環境福祉委員会及び商工文教委員会と共同で提案することとなると思われまことから、環境福祉委員会及び商工文教委員会の審査の経過も確認しながら取り進めることといたしますので、御了承願います。

ただいまの結果を環境福祉委員会及び商工文教委員会に連絡するとともに、環境福祉委員会及び商工文教委員会での審査状況を確認いたしますので、暫時休憩いたします。そのまましばらくお待ち願います。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 再開いたします。

本請願は、商工文教委員会及び環境福祉委員会においては採択の結論に至っていないとのことでありまこと。本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、3 委員会の採択結果の足並みをそろえる必要があります。この際、請願審査を一たん中断し、議案の審査を行うことといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 それでは、さよう決定いたします。

なお、商工文教委員会及び環境福祉委員会の採択結果の報告があり次第、中断している請願陳情の審査に戻ることにいたします。

次に、議案の審査を行います。議案第 21 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤副部長兼地域企画室長 議案第 21 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

なお、具体的な移譲内容につきましては、裏面のページ以降、別紙に記載しております。

まず、1 の改正の趣旨であります。県では、市町村に対する権限移譲につきまして、地域の実情に沿った住民本位の行政サービスが提供できるよう、市町村ごとに策定いたしました権限移譲プログラムに基づきまして計画的に進めているところであり、これに基づきまして平成 22 年度の権限移譲を行おうとするものであります。

あわせて、市町村との協議や広域振興局再編等に伴い、移譲済みの事務の一部につきまして県が処理することとするとともに、法改正等に伴い所要の整備を行おうとするものであります。

次に、2 の平成 22 年度の権限移譲についてであります。延べ 1,161 事務、25 市町村に対して移譲することとなり、当該条例に基づく移譲がスタートした平成 12 年度からの累計で見ますと 1 万 2,237 事務となるものであります。

次に、3 の改正の内容であります。まず①といたしまして、移譲実績のある事務を新たな市町村が処理するものが 52 法令 1,069 事務であり、その主な内容は、特定非営利活動促進法に基づく NPO 法人の設立認証等の事務などであります。

②といたしまして、移譲実績のない事務、初めて市町村に移譲するものが 3 法令 13 事務ございまして、その主なものは、歯科衛生士法に基づく氏名等の受理に関する事務などあります。

③といたしまして、既に市町村に移譲している事務のうち、市町村との協議や振興局の広域再編に伴いまして平成 22 年度より市町村が処理をしないこととする事務が 13 法令 185 事務ございます。内訳といたしまして、遠野市からの申し出によりまして移譲事務の一部を県が処理することとするものが大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設の設備の届出の受理等に関する事務など 12 法令 181 事務ございます。また、広域振興局体制への移行に伴いまして、移譲事務の一部を県が処理することとするものが漁業法及び水産資源保護法に基づく水産動植物の採捕の申請、届出その他の書類の受理に関する 4 事務ございます。

④でございますが、その他所要の整備であります。薬事法など 6 法令の改正に伴いまして、それぞれ所要の整備を行おうとするものであります。

このうち、法改正により追加された事務を市町村に移譲するものが 2 法令 79 事務ございまして、その主なものは、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に基づく高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の通知等の事務などあります。

最後になりますが、4 の施行期日等についてであります。この条例は平成 22 年 4 月 1 日

から施行しようとするものでありますが、一般旅券の申請受理等の一部につきましては、職員研修等の必要があるため、平成 22 年 10 月 1 日から施行しようとするものであります。

また、法改正に係る所要の改正につきましては、改正法の施行の日からそれぞれ施行しようとするものであります。

したがいまして、年度をまたぐ事務処理につきましては、その旨経過措置を講じようとするものでございます。以上で当該条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 私からはまず、今の御説明の中に権限移譲の法令数、全体のですね。今回、平成 22 年度には 57 法令だということですが、実際、権限移譲できる法令数は全体でどのくらいで、今回までのを合わせて、全体のうちで幾ら権限移譲されたか、もしわかるのであれば、それら項目数と延べ事務数も入れて実態はどうなっているのか。

それからもう一つは、25 市町村ということですが、住民本位ということですが、例えば今現在 34 市町村あるわけですが、受けたところも受けないところもあると。一番困るのはやはり県民だと思うのですよね。だから、その辺のところを県はどのようにとらえておるのか、その受けない理由とそれによって県民にどういう影響があるのか、そしてその影響をどのように精査しているのか、そこをひとつお示し願いたいということ、まずそこからお聞きいたします。

○工藤副部長兼地域企画室長 全体の法令数については、ちょっと今資料を持ち合わせていませんので、調べてお答えしたいと思います。

事務数の関係でございますが、現在進めております、市町村ごとに策定いたしました権限移譲指針プログラムというのは、平成 20 年度から 22 年度までの権限移譲につきまして定めたものでございますので、来年度の権限移譲ということで、平成 22 年度で一区切りつきます。それが先ほど御説明申しましたが、権限移譲プログラムに基づいて権限移譲したその累計が 1 万 2,237 事務になるというものでございます。

それと市町村ごとに権限移譲を受けている、受けていないというふうなでこぼこが実際にございます。それに伴いまして、例えば振興局単位に見た場合、A 市は受けている、B 町は受けていないといった場合に、振興局についてはその B 町をカバーしていかなければならないという、いわば非効率というふうな問題が出てくることはそのとおりでございます。これにつきましては、平成 23 年度からの新たな権限移譲を進めるに当たりまして、そういった市町村間の権限移譲についての不均衡が生じているということを踏まえながら、さらに権限移譲について均てん化、均質化が図られるよう進めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

また、権限移譲に加えまして、市町村間における水平補完といった手法についても、あわせて今後検討をさせていただきながら、さらに市町村優先の行政システムの構築、そういったものに取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋昌造委員　それで、ちょっと疑問を感じるのは、岩手県が47都道府県の中で権限移譲が進んでいるのかどうか、全体を把握しなければわからないことだと思うのですよね。だから法令数とか項目数、このことぐらいは基本だと思うのですよね。その実態がまずどうなっているかということをお示しできないというのが。

それから、まず県民も含めて市町村と県が費用対効果とか、そういったいわゆる検証の場ですね。実際に県民にとって、その移譲事務が本当にうまく結びついているのか。そういう協議の場なり、検証の場を設けてきちんとやるべきではないのかと思うのですが、まずそういった協議の場を設けているのかどうか。前に私は、特別委員会で当局の発言を聞いて、首長はいいけれども、職員が抵抗勢力だという話をなされた方がおったのですが、それはとんでもない話で、いずれ今のやり方であれば上意下達と言われてもおかしくないと思うのですよね。だから、そこの検証なり費用対効果とか、県民がどういう考えや声を持っているのか、まずそこがどうなっているのか、お示し願いたいと思います。

○工藤副部長兼地域企画室長　法令数についてはちょっと手元に資料がないので、今、お答えできないのですが、平成21年度までの移譲事務の項目の数、条例の項目で数えた部分でございますが、これまでに、延べ1,439項目というふうになってございます。今年度までということになりますと1,482項目、1万2,237事務ということでございます。

権限移譲の検証についてということでございますが、これにつきましては当然どのような効果があったかというようなことにつきまして、それぞれ市町村との間でワーキンググループをつくるなどいたしまして、検証を進めながらやってきておるということございまして、アンケート調査などもこれまで実施しているところでございます。

市町村のほうからは、特に力を入れたいような分野でありますとか、そういったことにつきまして、それぞれ希望を受けながらプログラムを策定しているというふうな経緯がございまして、具体的に申し上げますと、例えばパスポートの交付事務などにつきましては非常に身近になったということで県民から評価をいただいております。

また、今回遠野市につきまして、環境関連業務について再度県のほうが引き取るというふうなことになってございますが、これにつきましても遠野市との間で具体的な検証事務、検証作業、そういったものを行いながら、例えば遠野市の場合は環境関連業務の移譲を受けたということでございますが、そもそも余り発生件数も多くないということで、事務の定着もなかなか難しい、そして人口が3万人規模ということで、事務職員体制から見て、化学も含む高度な専門知識を有する職員を将来にわたって確保するというのはなかなか難しいということなどにつきまして、遠野市との間で個別に検証いたしまして、今回来年度から県のほうで再度特別に実施するという整理をさせていただいたというものでございます。

当然職員というふうな話がございましたが、検証作業につきましては、当該担当する職員も交えまして、場合によっては複数の専門家、市町村から成るワーキンググループ、そういったものも設置しながら、よりよい手法について検討をしていきたいと思っております。

○高橋昌造委員　それで工藤副部長、要は、私は何を聞きたいかということ、今度四

つの広域振興圏になるわけですよ。そして、住民本位、いわゆる県民本位とは言われるのですが、今の地方振興局よりもさらに、四つにくくられることによって、ワーキンググループとかそれも大事なのですが、やはり基本的に県民本位、県民を中心に考えた場合に、もう少しきっちりと検証して進めるべきではないのか。そして、県民の声はどういうものがあるのか、よく状況把握をしながら対応するべきだと思うので、ただもうお願いすれば、移譲すればそれでいいというのではなく、これから県民とともに市町村も県も一体となって推進していただくようお願いしたいということと、それから最後に、権限移譲の多い行政分野というのは、わかるとすればどの分野で、県としてはそういう行政分野に対して今後どのようにサポートし、支援していくか、また考えがあるのか、お聞きして終わります。

○工藤副部長兼地域企画室長 ただいま委員のほうから御指摘のありました県民あるいは市町村に対してしっかり検証しながらということでございますが、来年度が平成 23 年度以降の権限移譲をどうするかということについて、広域振興局あるいは市町村と一体になりながら検討を進めることになってございます。ただいま御提言ありました趣旨を踏まえながら、しっかり検証させていただき、次年度以降のプログラム、そういったものにつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

どういった分野について権限移譲が進められているのかというお尋ねでございますが、住民に身近な分野につきましては、市町村が担ったほうがいいという、そういった考え方に沿いまして、環境生活分野でありますとか、保健福祉分野、そういった分野につきまして、権限委譲が現在のところ進んでいるというふうにとらえております。

○阿部富雄委員 今回の質疑で大体わかったわけですが、平成 12 年度から事務数を移譲したのが 1 万 2,237 事務だというふうにしていますけれども、このうち県内 34 の市町村があるわけでありまして、34 の市町村が全部同じ項目で移譲を受けているという事務数というのは幾らなのですか。

○工藤副部長兼地域企画室長 38 事務ほどでございます。

○阿部富雄委員 1 万 2,000 余の事務のうち、県内 34 の市町村が共通して受けている事務というのはわずか 38 だと。これは、平成 12 年度から取り組んできてこういう数値というのは、私はねどこかに問題があるから、こういう実態になっているのではないかと。さっき副部長が言ったように、まず市町村が完全にやるところとやれないところがあるし、その補完を県がやっているから、いわゆる非効率的だということを言いました。

それから、もう一つは、市町村間でそれをやるところとやらないところがあるということでの不均衡がある。まさにこれはこれそのものが、この数字になってあらわれているのだろうなというふうに思います。検証する、それはいいでしょう、どんな効果があったか。問題はどんな効果があったかではなくて、何が問題で県内 34 市町村が同じような事務の移譲を受けないのかという、そこを解決しないと、幾ら検証したって、効果があったとかなんとかといたって全然話にはならない。むしろ、今まで以上に二重行政になってしまう。市町村がやる事務と県の振興局がやる事務という、まさに複雑怪奇になっていくというふう思う

のですけれども、その辺についてはどのようにとらえていますか。

○工藤副部長兼地域企画室長 市町村間におきまして、移譲事務についてアンバランスがあるという御指摘についてはそのとおりでございます。要因といたしまして、一つは市町村によりまして、例えば環境分野についてや、まちづくりに取り組みたいというようなそれぞれの政策の重点課題、そういったものに依じて市町村のほうを受託する事務についてある程度選択しているということと、やはり大きいのは、市町村ごとの行財政能力、そういったものがあるかというふうに考えてございます。そういった問題につきましては、平成 23 年度以降からの大きな課題というふうにとらえてございまして、例えば、一定の規模別にどういった業務については引き受けられるのかとか、そういった移譲する事務の整理でありますとか、先ほどもちょっと触れましたけれども、市町村間におけるお互いの補完というのですか、水平補完、要するに、県から垂直に事務を権限移譲するということではなく、市町村同士の助け合いというふうなことにつきましても自治法の改正が来年度から施行されるということで、そういった下敷きもできますので、それらを踏まえながら、県民から喜ばれるような、そういった権限移譲を進めていかなければいけないというふうに考えているものでございます。

それから、先ほど私は全市町村が行っている事務は 38 事務というふうに申し上げましたが、38 項目ということでございます。38 項目掛けるその 34 市町村というふうなのがイコール事務数になるわけでございますが、38 項目につきまして全市町村が事務を行っているというふうなことでございます。

○阿部富雄委員 いずれ 38 項目は県内全市町村でやっているということですが、それにしたって平成 21 年、22 年の項目数を見ると 1,000 項目を超えているわけですよね。平成 12 年以降から見ればもっともっと項目数だってふえているはずだと思うのですよ。ですから、内容的には極めて不十分だと、このように思います。

そこで、平成 22 年度でこの権限移譲プログラムは終了するので、新しい年度においてまた検討するということですから、ぜひ検討していただきたいのですが、今の副部長の答弁でもありましたように、問題はやっぱり受けるメリットがない、移譲を受けるメリットがないというのが市町村間にはあるということですよ。今言われましたね、行財政能力の問題なんということが一つある。言うなれば、事務移譲に伴う人材であるとか、財源であるとか、そういうものが十分に措置されないということがまず大きな原因の一つになっているのだろうと私は思います。それを、さっき副部長は、市町村間の水平間の補いでやっていくのだと、それはまさに問題をすりかえる中身だというふうに思いますから、そうではなく市町村がどういう条件であれば受け入れられるかということ、きちんと詰めていくということが大事だというふうに思いますから、ぜひこれからの検証の中ではそのことを重点に取り組んでいただきたいというふうに思います。終わります。

○関根敏伸委員長 審査の途中ではありますが、先ほど中断いたしておりました請願陳情の審査状況につきまして、他の委員会の状況が入ってまいりましたので、そちらの審査に戻る

ことにいたしたいと思います。

環境福祉委員会においては採択と決定したとのことであります。また、商工文教委員会においても採択と決定したとのことであります。

それでは、先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会及び商工文教委員会と共同で今定例会に委員会発議することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

○関根敏伸委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案を御覧いただきたいと思っております。これについて御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 環境福祉委員会及び商工文教委員会におきましても、原案のとおり決定ということとでございます。ほかに御意見がなければ、これをもって意見交換を終結をさせていただきたいと思っております。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

当委員会の決定を他の委員会に御報告申し上げなければなりませんので、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 再開をいたします。議案第 21 号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を再度議題といたします。

ほかに質疑はありませんか。

○千葉伝委員 先ほどの質疑の中で高橋昌造委員あるいは阿部富雄委員と重なる分もあるのですが、ざっとこの項目をちょっと目を通しました。権限移譲ということで、移譲するのと、逆に処理をしないという部分があります。ここは理由としてどういうことで、例えば一たん処理をするということになって、今度は処理をしないというふうなことになったようなものなのかどうかということを知りたいのですが、いずれ、さっき言ったとおり、さまざまこの事務処理というのが県から市町村、国から県もあります、県から市町村ということで、先ほどの不均衡も含めて、あるいは事務処理をする事務量、あるいはそれに関係する事務能

力、さまざまな課題があるということで、それぞれの市町村ごとの対応の仕方が違う。そうになると、今度はこれを均衡があるように持っていくには、先ほどの質疑の市町村との協議の中で、どうすれば権限移譲できるか、あるいは均衡ある格好に持っていけるかと、これは当然、毎年進めているというふうに思っています。

そういった中で、せっかく権限移譲したのが今度はしないとかということがどういうことで、いずれこの処理するところとしないところの理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○工藤副部长兼地域企画室長 権限移譲につきましては、市町村との間でそれぞれ計画的に進めるということで、要するに市町村の毎年度、毎年度の事務処理体制にもかかわることから、平成19年度末に市町村ごとにどんな権限移譲を受けるかということについて、プログラムということで策定いたしまして、平成20、21、22年ということで3カ年で計画的に進めているものでございます。

今回、遠野市が一たん移譲を受けた事務につきまして、返上したいというふうな申し出があったわけでございますが、簡単に経緯を御説明申し上げますと、県南の広域振興局体制の構築に伴いまして、遠野の地方振興局が行政センター化されました。そういった過程におきまして、環境衛生業務につきまして、花巻に集約されたという経緯がございます。それに伴いまして、遠野市のほうから、環境関連業務につきましてぜひ移譲を受けたいという申し出があり、遠野市に今回の事務について移譲したというふうなものでございます。

県といたしましても、移譲した事務の定着化に向けまして専門の職員を派遣いたしまして実地に定着化が図られるよう、そして職員の能力向上に向けた研修、そういったものを行いながら支援してきた経緯がございます。

一方、遠野市ではせっかく移譲を受けた業務でございますが、年間に発生する事務処理件数というものがそう多くはないということと、職員体制から見て化学等を含め専門的な知識を持った職員を恒久的に採用し、育てるということがなかなか実態として困難だという現実に直面したというふうなことでございまして、そういった状況を受けまして、権限移譲した経緯、実績も踏まえ、検証しながら、今回やむを得ないというふうに判断したものでございます。

いずれ県といたしましては、権限移譲するに当たりまして、事務の定着化が図られますようにということで、一定の基準に基づきまして県職員を派遣して、1年、あるいは2年間、その事務処理体制などの支援、そういったものはやってきましたし、今後についてもそういったことはやらなければならないと。また、かかる経費につきましては事務交付金というふうな形で市町村にも交付しているということでございます。

以上でございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。せっかく権限移譲を進めるという立場と、一方では、せっかくやった事務ですが、さまざま理由の部分はあると、こういうことであれば、それはいたし方ない部分もあるかとは思いますが、いずれ不均衡というところをどうやっ

で解決していくかと、ここにまた戻ってくるのではないかなと思います。したがって、今おっしゃったように、県から移譲する中身について、しっかりと市町村がそれを受けるに当たっての対応の仕方、指導の仕方、そういったことを適正に進めることがもっともっと私は必要になってくるのではないかなと思いますので、ぜひそういう面から進め方をお願いしたいと思います。

以上です。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 22 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋参事兼人事課総括課長 議案第 22 号の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案(その2)の 37 ページをお開きいただきたいと思います。説明に当たりましては、便宜お手元の条例案要綱により説明させていただきます。1枚ものの条例案要綱を御覧いただきたいと思います。

まず、第1の改正の趣旨についてでございますけれども、特殊勤務手当の対象業務の実態でございますとか、職員の従事実態の検証等を踏まえまして、防疫等作業手当、衛生検査業務手当及び災害応急作業等手当の支給の対象となる業務の範囲を改めるとともに、刑事作業手当の額を改定する等、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容についてでございますけれども、1は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定いたします、五類感染症に係る防疫等作業につきまして、防疫等作業手当を支給しないこととしようとするものでございます。

2は、衛生検査業務手当の見直しについてでございます。具体的には、点線の囲いのところに記載しておりますけれども、一つ目には、保健所に勤務する職員を当該手当の支給対象職員から除こうとするものでございます。二つ目は、環境保健研究センターに勤務する職員のうち、病理試験又は細菌検査の業務に専ら従事する職員以外の職員が当該業務に従事した場合に支給する日額の手当額を増額しようとするものでございます。三つ目は、環境保健研究センターに勤務する職員が化学的試験又は検査の業務に従事した場合に支給する手当

額を、現行の月額から日額にするということでございますし、日額の手当額について定めようとするものでございます。

3は、災害応急作業等手当の改正でございますけれども、本庁の農林水産部及び県土整備部に勤務する職員が災害応急作業に従事したときに当該手当を支給できるようにしようとするものでございます。

4は、月額で支給している刑事作業手当につきまして、日額の支給に改めようとするものでございます。

5は、衛生検査業務手当の見直しに伴いまして、併給禁止について所要の整備をしようとするものでございます。

6は、本庁及び広域振興局の再編等に伴いまして、所要の整備をしようとするものでございます。

最後に、第3の施行期日についてでございますけれども、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 特殊勤務手当の改正ということで、1番の五類感染症の防疫等作業手当をこれまで支給していたのに防疫等作業手当を支給しないということで、支給していたのになぜ支給しないことになるのかという理由をひとつお聞かせ願いたい。

それから、ほかには支給額を改める、あるいは月額を日額に支給すると、こういうことであります。全体として、これをやった場合にどの程度の予算措置において差が出るのか、もしわかれば教えていただきたい。

○高橋参事兼人事課総括課長 まず、防疫等作業手当の五類感染症の関係でございますけれども、この五類感染症と申しますのは、インフルエンザ、それからウイルス性肝炎等が五類感染症に分類されております。それで、現在一類感染症から五類感染症までを防疫等作業手当の支給対象業務としておりましたけれども、実はこれは法律改正によりまして新しく出てきた業務でございます。四類感染症は、防疫等作業手当の対象になっていなかった。五類のほうが感染度合いがより低いという中で、四類感染症が既に対象になっていないということで、それでは不均衡だろうと。また、他県で支給されている同様の特殊勤務手当を見ましても、五類感染症につきましてはほとんどの県が対象業務としていないというようなことがございまして、今回全般的な見直しをいたします中で、これを外したほうが適当だろうという判断に至ったものでございます。

大変失礼いたしますが、2点目ですが…。大変申しわけございません。

○千葉伝委員 予算額。

○高橋参事兼人事課総括課長 失礼いたしました。予算上の平年ベースでお答え申し上げますと、今回四つの手当につきまして見直しを行っておりますけれども、全体で年間およそ6,300万円程度の減額ということになるものでございまして、このほとんどが刑事作業等手

当、これが6,100万円余でございます。刑事作業手当はさまざまな業務がございますけれども、基本的に半分ぐらいの手当が月額で支給されていたということでございまして、その勤務実態が月平均5日だとか月の半分とか、月のほとんどは業務していないというような実態にございまして、基本的には日額で支給するのが特殊勤務手当の基本であろうということで大きな見直しをさせていただいたところでございます。

○千葉伝委員 わかりました。防疫等作業手当は、四類がないのに五類にというのは、そういう整合性の関係だと理解しました。

今ちょっと聞いたら、刑事作業手当が6,300万円の大部分だと、こういう話になると、ちょっと気になるのは、やる気に影響が出ないのかなと、こういうことで、これまでこのぐらいもらってみんなでやっていたのに、何となく減らされるというふうな感じをするのですが、その辺は刑事というか、警察のほうではどういう理解なのでしょうか。

○高橋参事兼人事課総括課長 今回マイナスの改定ということで、12月議会におきます給与改定の際にも当常任委員会から給与条例の改定に当たりまして附帯決議をいただきました。その内容といたしましては、職員の士気高揚、これにも十分配慮して、今後勤務条件の整備を行うべきだというような趣旨の附帯意見をちょうだいいたしておりました。

ただ一方で、職員の給与については、これは県民から理解を得るということも当然大前提でございまして、先ほど申し上げました勤務実態等を一義的に調査した上で、警察本部並びにいわゆる各警察現場との意見交換等も警察本部を通じてやっていただきまして、結果といたしまして、事情やむを得ないだろうというようなお答えをいただいた中で今回の条例提案に至ったものでございますので、今後におきましても、職員の勤務状況の整備に当たりましては、委員から御指摘いただきましたようなことを十分踏まえながら、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 県警のほうから何かありませんね。大体よろしいですか。

○高橋昌造委員 私は千葉伝委員と同じく、まず確認をさせていただきたいと思います。まず、今高橋参事のお話をお聞きすると一類から四類まで、五類は今回は外すということでございますが、それで、私は新型インフルエンザとか、今問題になっているのですが、その実態を見きわめて検討されたのか。後から人事委員会からも同意するに当たってその辺のところを、どういう形で総務部のほうに出されたのか、その辺を後からお聞きいたしますが、まず、よその都道府県の状況とか、また法令がどうのこうの、これは人事院規則か何かであれなのでしょう、国の特殊勤務手当であればですよ、それに整合性を図ったということだと思うのですが、だからもう少し実態を見きわめて、特に危険な特殊な作業に従事した者に出す手当ですから、その辺の中身をしっかりと精査されたのかということがまず一つです。

それから、災害応急作業等手当もなぜ本庁の農林水産部と県土整備部、この両部だけなのか。例えば総務部には防災担当もあるわけですよ。防災担当も現場に行ったら、当然ですね。ですからあえてその両部に限定するということは、例えば今度の津波のときも恐らくこの職員の参集基準とか、それから初動体制、いわゆる災害の初動体制で職員にそういった参

集を求めておるときに、限定すること自体に問題がないのか、また、その辺を検証したのか。

それから、刑事の関係は、私は刑事というのはもう毎日が危険な作業だと思うのですよね。勤務した日額、勤務の都度支給するというところに、逆にちょっと違和感を感じるのですよね。話がちょっと余談になるのですが、刑事は三つの豆を出しなさいと。まず刑事というのは足に豆を出すくらい小まめに歩けと。だから足に豆、小まめに。そして必ずメモをとれと、手に豆をですよ。こういう、刑事というのはいつも現場に出て、そういった仕事をしているわけですね。なぜ今回、月額から日額に。それはもう県警本部から了解もらったという今の発言ですが、この辺のところは、私はどうも納得がいけないというか、もう少し職務を考えた勤務手当でなければならないと思うのですが、その辺のお考えをお聞きます。

○高橋参事兼人事課総括課長 まず、防疫等作業手当の関係でございますけれども、五類感染症でございますけれども、これは一般的なインフルエンザ、新型インフルエンザも含んでございますが、これについては対象業務としないということを今回提案させていただいておりますが、鳥インフルエンザにつきましては、これは二類感染症に分類されておまして、いわば強度な疾病につきましては、これは特殊勤務手当の対象となるということでございますので、御理解いただきたいというように思います。

それから、次に公共土木関係の特殊勤務手当でございますけれども、これは今般、県土整備部、農林水産部の本庁の職員を対象にということでございますけれども、これは昨年の岩手・宮城内陸地震の発生を受けまして、基本的にはそれぞれの振興局の現場に近い職員が対応するというところでございますけれども、県を挙げて本庁の職員も動員する中でその作業に従事したという実情もございまして、その実情を踏まえて今回提案させていただいたところでございます。

それから、総合防災室の職員がございましたけれども、総合防災室の職員は基本的には県庁におきまして情報収集等を行うことを本務とするというようなことでございまして、現場に出ないことがあるのかといたしますと、それは例外的には一部にはございますけれども、特殊勤務手当は基本的にはある程度の恒常性というか、そういう中で行う業務に対してこの仕組みが設けられているというようなことですので、今回、総合防災室の職員については対象としないということでございます。

それから、刑事作業手当でございます。刑事作業手当は、本日この委員会の中に警察本部の方々もいらっしゃって、非常に心苦しいところがございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、警察本部のほうといろいろ意見交換をさせていただいたということとあわせまして、警察業務の重要性、これについては委員御指摘のとおり、我々も十分認識しているところでございます。これは県民生活に最も密着した極めて大事な分野を担っていただいているというところでございます。そういう観点で、この特殊勤務手当だけで処遇を改善する、特殊勤務手当というのはそういう性格のものではございませんで、基本的な業務に対してその処遇をきちっとするという面では、給料表は公安職給料表を適用いたしておまして、これは一般の職員の行政職給料表に対しまして、水準差がございまして、よりその処遇

が手厚くなっている給料表を適用しているということでございます。

また、他県の状況を見ましても、刑事作業手当につきましては、ほとんどの県が月額ではなくて日額になっているということございまして、これはやはり給与制度に関しましては他県均衡等も必要だろうというようなことで今回の提案をさせていただいたところでございます。

いずれ、この職員の給与改定に当たりましては、委員から御指摘いただきましたように、その影響等も十分見きわめながら、今後とも対応してまいりたいと考えております。

○高橋昌造委員 ちょっと納得がいけないのが、教育職とか公安職とか、それは高橋参事から言われなくてもそんなことはわかっていますよ。だったら最初から出さなければよかったんだよ。今まで支給しておって、そして今度は公安職の給料表で支給しているから、そこも包含されているから、今度は特殊勤務手当は月額を日額にするということなのですか、今のお答えは。まずそこを確認しておきます。

○高橋参事兼人事課総括課長 特殊勤務手当だけではなくて、給与制度全般につきまして、先般策定いたしましたいわて県民計画のアクションプラン改革編の中で、全体的に見直すという項目を掲げさせていただいておりまして、これはやはり職員の給与制度というのは恒常的なものではなくて、その時々的情勢にきちんと対応できるような仕組みに進化させていく必要があるだろうということで、今年度の見直しの中でこのような結論に至らせていただいたというものでございます。

○高橋昌造委員 警察現場は、時間外勤務手当の制約もあるし、今度は特殊勤務手当で、先ほど千葉伝委員が言うように、現場の士気にもかかわる問題だと思うのですよ。だから、そういうことをしっかり精査なされてやられたのかということですよ。私は、そういうところにメスを入れるのであれば、もっと入れるところがあるのではないのかなと。恐らく日額で毎日申請、といったら、今度は支給申請をしなくなると思いますよ。だから、私は月額の定額で、それでも刑事などというのは身の危険にさらされる仕事なわけですから、その辺のところをもう少し理解も得、今回この条例の一部改正の提案をなされているのか。

そこはもう逆戻りはできないと思うのですが、いずれ私は条例提案をするとき、そういったことをきっちり状況把握をしながらやられているのかということですよ。

それで、次にこの勤務手当の支給基準、まず3通りあると思うのです。人事院規則で決められたいわゆる手当と、それからそれに準ずる、それから県独自としての支給基準、分けるとすればこの三つ、今回のものはその中での分けうちのどれに分類されるか。

それから、今ある特殊勤務の作業手当が人事院規則でほとんど包含されているのか。だから、県独自で支給手当の関係を、私はもう一度この際、精査をすべきではないのかなということで、そのお考えがあるかどうか、この支給基準と支給内容についてお聞きいたします。

○高橋参事兼人事課総括課長 まず、今回の提案は十分に精査したものかということでございますけれども、我々、条例提案をするに当たりまして、これは短期的な期間での検討でございますとか、それから影響等を考慮しないで軽々に提案するという、これは厳に慎

まなければならないというように考えておりまして、今般の刑事作業手当等の見直しにつきまして、関係部局と実は2年度にわたってさまざまな意見交換をさせていただいて、今回の提案に至らせていただいたということですので、何分御了承を賜ればというように思います。

それで、今回提案しております衛生検査業務手当、それから災害応急作業等手当、それから刑事作業手当等でございますけれども、基本的には委員がおっしゃるとおりでございます。国と同様の業務がある場合には国準拠の基本的な内容としまして、手当額も同額を基本とするというような仕組みをつくっておりますし、それから県独自のものにつきましては、他県との均衡でございますとか、何よりも業務の特殊性があるのかというような観点で見直しを行いながら、適切な対応をしなければならないというように考えているところでございます。

それからもう一つは、実は刑事作業手当でございますけれども、これは地方交付税の単位費用にその財源的な措置が講じられておりまして、これについては基本的には日額というような形で、各県もそのような形になっているというようにございまして、いずれこれらの手当の見直しについては、今後とも慎重な検討の上で随時見直しを行っていきたいというふうに考えております。

○高橋昌造委員 では、最後にいたしますが、まず、県当局は人事委員会に同意を求めるときに、どういう形で、どこどこの部分の同意を求めると。それから、人事委員会はそれに対して、まず委員会でどのような協議をなされて、そして同意なされたか、そのところをお聞きして終わります。

○及川人事委員会事務局職員課総括課長 ただいまお話がありました条例案件に対し、人事委員会でどのように審議したかということですが、今回特殊勤務手当に関する条例案につきましては、当局のほうから資料等で御説明いただきまして、それで2月25日の人事委員会にお諮りしまして、そこで説明しまして、結論としては適当なものというふうに判断させていただきました。

それに至る過程につきましては、先ほど参事兼人事課総括課長から説明がありましたように、例えば防疫等作業手当につきましては、今回五類を外すということに関しては、先ほど委員のほうからも質問が出ました鳥インフルエンザなどの新型インフルエンザにつきましては別なカテゴリーでありまして、これは当然重篤になる場合がありますので、それは今までどおり支給されるというように形で説明ありまして、あと災害応急等手当につきましては、昨今の情勢でなかなか現場の振興局だけで対応できなかったということで、本庁から応援に行くと、当然同じような作業に従事しますので、そういう応援の方たちも対象になるというように説明がありましたし、あと刑事作業手当等につきましては、今の月額で支給している内容につきまして、実態的に勤務の中でかなりばらつきがあって、その中で職員間の公平ということもありますし、そういう面の適正化を図るということで、勤務の実態に応じて支給するというような説明を受けて、それを委員会として総合的に適当と判断したと

いうことでございます。以上でございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 今、高橋昌造委員からもいろいろ質問があったのですが、私からは衛生検査業務手当の関係で、私も専門的なことはよくわからないのでお聞きしますが、例えば②、③の環境保健研究センターの職員のそれぞれの病理試験だとか細菌検査、そして3番の化学的試験というようなことで、従事する職員の体制というか、同じスタッフがこういった②、③にかかわる検査等、あるいは試験等の業務に従事するということになっているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それから、先ほど専ら予算の影響の関係で今、議論があった刑事作業手当の6,300万円が多くを占めるというふうなことでありましたけれども、今回のこの衛生検査業務手当についての、いわゆる日額にするというふうな部分での影響というのはどういうふうな状況になるのでしょうか。

○高橋参事兼人事課総括課長 まず、衛生検査業務手当の見直しによる影響でございますけれども、これは基本的に月額のものを目額化するというようなことでございまして、それで平年ベースで試算いたしますと150万円余の減額ということでございます。

それから、衛生検査業務に従事する職員についての御質問でございますけれども、この業務は、具体的に申し上げますと、病理試験、細菌検査、それから化学的試験等でございますけれども、これに従事する職員は、具体的な資格職を申し上げますと獣医、それから化学職の職員でございまして、それぞれ得意とする分野がございまして、一般的に獣医については、これはすべての業務を行うということではございまして、化学の職員につきましては化学的な試験が中心となるというように把握いたしております。

○木村幸弘委員 例えば、そういう中で、②であれば専門的な職員以外の職員が従事する場合については日額の手当にすると、日額の手当額を増額してやるということであるのですが、その化学的試験にかかわる部分と、獣医がどちらにもかかわってくるというふうなお話しですが、そうしますとやっぱり全体としてこれまで月額としてきちんと担保されていた職員としての保障が、果たして本当に日額化することが妥当なのかどうかということにちょっと疑問を感じるわけですが、そういった点についての影響をどう考えたのかと。担当職員以外がそれに従事するというのであれば、当然それに伴う手当等が増額されるのも理解できるのですが、専ら専門的にやっている方々については、本来の特殊な技能や技術をその職務に生かしていくということでこの手当が担保されてきたという意味からいうと、日額にするというのはやっぱり減額等の影響が出てくるとすればどうなのかというふうに思うのですが、その辺については。

○高橋参事兼人事課総括課長 先ほどの高橋昌造委員の質問ともちょっと繋がる部分があるのかなと思いますけれども、特殊勤務手当につきましては、基本は、これは国に準拠の仕組みといたしておりますが、国では月額の特種勤務手当はございません。これはやった日に支給するという積み重ねで執行していくというのが基本でございます。

そういう中で、この環境衛生業務手当の支給実態として平成 21 年 9 月から 11 月までの 3 カ月を例に挙げて具体的な従事日数を申し上げますと、多い職員で月に 27 日勤務している。これは超過勤務も含めてほとんど毎日やっていたという職員がいる一方で、その試験を本務としている職員でも、ほかの業務があつてこの試験業務に従事できなかったというような勤務日数が少ない職員では 2 日というものがございました。ということで 2 日、3 日、月の半分もいかないで月額で支給するのが、これが本当に県民の理解をいただけるかなという、これは特殊勤務手当の月額を見直すときにそういう視点で、県民から批判されないような仕組みにしていくことが必要だろうというようなことで、繰り返しになりますけれども、関係部局、職員団体等とも十分な意見交換をさせていただいてこういう見直しをさせていただいたというところでございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○吉田管財課総括課長 議案第 23 号の地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例案について御説明申し上げます。議案（その 2）44 ページをお開き願います。

まず、本条例案の提案に至りました背景について、御説明申し上げます。本県におきましては、県税収入の大幅な減少や地方交付税の大幅な削減などを要因として、厳しい財政状況が続いておりますことから、いわて県民計画アクションプラン改革編において、歳入の確保、徹底した歳出の見直しを推進することとし、県民負担の公平性を確保する観点から、県税につきましては課税対象の捕捉や滞納整備の強化を図ることとしたほか、県税以外の収入未済金、いわゆる滞納債権の回収強化に取り組むこととしているところであります。

これまで、滞納債権対策基本方針を策定し、関係部局が一斉に債務者に対しまして早期納付の働きかけを行う滞納債権回収強化月間の実施、債権の直接収納の拡大、滞納債権収納事務の外部委託などの取り組みを行ってまいりました。しかしながら、平成 20 年度決算におきましても、滞納債権の総額は多額に上っており、また増加の傾向が続いております。

こうしたことから、このたび地方自治法の規定に基づく延滞金の徴収をすることにより、

支払いが可能な資力があるにもかかわらず滞納されている方々からの回収を強化すること、あわせて新たな滞納の発生を抑止し、もって県民負担の公平性を確保することを目的として本条例を制定することとしようとするものであります。

次に、条例案の内容についてでございます。便宜お手元にお配りしております条例案要綱により御説明申し上げます。

まず、第1の制定の趣旨についてであります。地方自治法第231条の3第2項の規定に基づく延滞金の徴収等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。1は、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づく延滞金の徴収等に関し必要な事項を定めるという、本条例の趣旨を述べようとするものであります。

次に、2の督促を行う期限についてであります。特別の事情がある場合を除き、督促は納付期限の翌日から起算して20日以内に行う旨を定めることとしようとするものであります。

次に、3の延滞金の徴収及びその計算方法についてであります。歳入について督促した場合において延滞金を徴収することを定めるとともに、延滞金の額につきましては、歳入の納付期限までに納付されない金額に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額とすることを定めることとしようとするものであります。

なお、当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間につきましては年7.3%の割合を乗じて計算した金額としようとするものであり、また、端数金額の計算等について定めようとするものであります。

次に、4の延滞金の免除についてであります。災害その他、延滞金を納付すべき者が延滞金を納付できないやむを得ない事情があると認められる場合においては、延滞金の全部又は一部を免除できるよう定めることとしようとするものであります。

次に、5の条例の実施に関し必要な事項についてであります。知事等が別に定めることとしようとするものであります。

次に、6の施行期日等についてであります。本条例は、議決をちょうだいした後約3カ月の周知期間を経た後、平成22年7月1日から施行するよう定めようとするものであり、また対象となる歳入につきましては、施行日以後に納付期限が到来するものに適用しようとするものであります。

次に、当分の間、納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間の延滞金の割合につきましては、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては特例基準割合とするよう定めようとするものであります。

あわせて関連する条例について、所要の整備をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 私は支払い能力のいわゆる判断基準、まずこれが一番大事になってくるのかなというふうに思います。先ほど説明の中でもあったように、悪質なということも含めて、支払い能力があるにもかかわらずそうした支払いが行われたいという部分のこの判断のところをきちっと考えていくことが重要ではないかと思っているのですけれども、改めてその辺のところについて、どのような考え方を持っているのかお聞きしたいと思います。

それから、これ市町村との関係で言うと、どういった連動になっていくのかなということも実はあるのですね。そのいわゆる対象となる方について考えたときに、当然市町村との関係の中で、あるいは問題を抱えているケースが重なってくるというふうな部分もあるわけですし、そうした点がどういうふうにかえられているのか、お聞きしたいと思います。

○吉田管財課総括課長 支払い能力についてのお尋ねがございました。今回の条例の施行に当たりまして、やはり一番気になるところは、支払い困難な方への対応だというふうに考えております。それで、今回本条例の対象となる債権について、平成 20 年度の滞納の状況を確認いたしましたところ、平成 20 年度の決算におきましては 426 件、4,400 万円ほどの滞納が発生しております。これらから、今後無償化が見込まれる県立学校授業料を除いた滞納債権は 262 件、3,900 万円ほどでございます。細かい話になって申しわけありませんが、その中で支払い拒否ですとか債権に対する無理解ですとかそういったもの、あるいは経理上のミスというようなものが 28 件、260 万円ほどあるほか、大部分がやはり支払い困難という理由だというふうに承知しております。

支払い困難を理由とするものが約 200 件、3,200 万円ほどございます。そのうち、所得証明等で、あるいは生活保護といったような証明が可能な方が約 100 件、900 万円ほどございます。その他の方については、本人からの申し出ということで、書類の確認はできていないのですが、これが 116 件、2,200 万円ほどという実態になっておりまして、こういった方々については現在のところ、県としてどのような経済状況にあるかというのははっきり詳細には承知していないといったようなことですから、こういった方々については、それぞれの経済状況を十分にお伺いして判断をしてみたいというふうなこともあるかと思っております。

それから、市町村の関係につきましてですが、県内の 34 市町村のうち 24 団体が同様の規定を設けておりまして、先ほどの支払い困難の方ということになりますと、例えば市におきましては福祉事務所で生活保護の事務を行っております。そういったところから証明を出していただくですとか、そういったようなことが考えられております。

それから、生活保護以外の方につきましても、市町村民税の課税の証明、例えば均等割ですとか、あるいは所得割がある方ですとか、そういった方々に応じて必要な対応をしていくということになるかと承知しております。

○木村幸弘委員 今、詳細な状況というか、平成 20 年度の実態を示していただきましたけれども、しかしながら、それぞれの個別のさまざまな実態、さらに十分に経済状況を県として承知していない部分もあるのだというふうな御答弁をいただきました。だからこそ、より具体的に市町村で 24 団体しか同じような条例を定めてないということですが、そうした中

で、やはり直接的な対象となる方々の生活実態であるとか、あるいは経済の状況がどうなっているのかという部分をきちんと見定める判断というのがそうした市町村との関係の中で、連携が必要になってくるのではないかなというふうに思うわけですね。

いろいろと税金にかかわる部分だけではなくて、例えば市町村なんかに行くと学校給食費に係る問題であるとか、いろいろなケースが実態としてあります。私もPTAの役員をやっていたときには、担当の先生と一緒に一軒一軒回って歩いたこともありますけれども、現場を知っている市町村との関係の中できちんと把握をしながら、その中で本当に困難な実態がどうなっているのかということ踏まえて適正な対応が求められてくるのだというふうに思いますので、そういった点をきちんとやっていくというふうな考え方を持ってほしいと思うのですけれども、改めて県の考え方をお聞きしたいと思います。

○吉田管財課総括課長 市町村の方々との連携というのは、非常に我々としても有効かつ重要なお話だというふうに承知しております。ただ、私も県の内部におきましても、それぞれの債権ごとに内容性といいますか、いろいろな債権について滞納されている方というのはいらっしゃるしまして、そういった方々のデータをどのように確認していくかというのは、個人情報ですとかプライバシーの問題もございまして、非常に難しい問題だというふうに承知しております。これからの検討課題にしておる分野でございますので、市町村の方々に御協力をいただける部分につきましては十分お伺いするなり、対応してまいりたいというふうに考えております。

○阿部富雄委員 今回の条例は、県民負担の公平性を確保する観点から制定をすると、こういうことでありますが、問題は、県の滞納債権というのは、今回該当している中身のものだけではないのですよね。かなりの分野にわたって滞納債権というものがある。したがって、公平性を確保するというのであれば、こうした全体の滞納債権も含めて、私は対応すべきものであって、今回の分担金、使用料・手数料及び過料、これだけに特定して、言うなればこの部分というのは、今話がありましたように、生活困窮者がほとんど対象になるような部分なのですよ。

ですから、全体の未収金の回収とあわせてやるのであれば、私は県民の理解も得られるというふうに思いますけれども、片一方は手をつけないままそういう生活困窮者の部分にだけ目を当てるといはいかがなものかなというふうに思うわけでありまして。

そこで、県の滞納債権というのは平成20年度で122億円ということのようですよ。このうち県境産廃だとか、あるいは森のトレイというのは約83億円、それから県税については32億円となっていますから、県税については既に条例適用でやっていると思いますから、この部分は引き続き対応していけばいいというふうに思いますけれども、県の滞納債権の内訳というのはどういうふうな状況になっているのかお聞きいたします。

○吉田管財課総括課長 県全体の滞納債権の状況でございます。平成20年度決算におきまして、ほとんど阿部委員がおっしゃったとおりでございます。一般会計におきまして121億7,800万円ほど、そのうち県税が31億6,200万円、私も今回対象としようとしており

ますのが約4億円でございまして、そのほかに県境産廃にかかるものが68億5,700万円、そして森のトレーにかかるものが14億9,000万円ほどというふうになっております。そのほかに今回関係のないものでは、比較的金額が多いものにつきましては約1億5,000万円ほどの県営住宅使用料といったようなものがございます。

特別会計におきましては、母子寡婦福祉資金について1億4,000万円ほど、それから中小企業振興資金につきまして15億円ほど、林業改善運用資金につきまして約1億円、それから公営企業になりますが、県立病院の診療費が約1億円というふうになっていると承知しております。

○阿部富雄委員　そこで、今回の条例が提出されてきた背景というのは、先ほどの説明にもありましたけれど、アクションプランの中で、厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出の見直しと歳入の確保を図るのだと、これはいいでしょう。だけれども、今言われた滞納債権の部分についてはほとんど手をつけないで分担金、使用料、手数料、こういったものにだけ特定して出してくるということでは、私は県民の理解は得られないだろうと思うのですね。今だって、例えば県境産廃でも当初県境産廃は220億円の撤去費用がかかるということですが、今の答弁では県境産廃は70億円ぐらいでしょう、その債権として見ているのはね。この撤去費との差額というのはどういうふうになっているのですか。

それから、平成15年から毎年20人近い体制で、排出を依頼した企業1万2,000社に対して責任追及というのをやってきた。恐らく1人500万円、600万円、もっとかな、7,800万円ぐらいの人件費が、20人ぐらいですから、毎年ずっとやってきたわけですよ。そういうものだって、私は滞納債権に繰り込まれていくものだと思うのですね。ところが、依然としてそういう債権がどんどん、どんどんふえているにもかかわらず、そのことは顧みないで県境産廃は70億円だと。この70億円という根拠と、今まで県境産廃に関わってきた費用というのはどういうふうな金額になっているのですか。

それから、森のトレーだってそうですよね。これは平成16年だけに3分の1は返しませうということ返した。この時点では県が8分の7、久慈市が2分の1返しましたが、その後、林野庁との交渉の中で、平成20年から来年まで3カ年間で残りの3分の2を返すということにしていますけれども、これは全額県が払っているのですよ、払っていつているわけだ。久慈市に対して第1回分として払った8分の1すら求めないままやっている。こういう中で、100円、200円といえは語弊がありますが、低い金額の人たちに過料を課してまでやるというのはどうなのですか。県境産廃、それから森のトレーの実態についてはどのようなになっているのでしょうか。

○吉田管財課総括課長　本条例の制定趣旨についての御質問だというふうに考えておりますが、県境産廃と、それから森のトレーにつきましては、ちょっと置かせていただきまして、私どもが本条例で制定目的としております公平性の観点につきましては、現下の情勢で、厳しい経済情勢もあるのかもしれませんが、支払い期限を経過しても県に納めるべき金額を納付しない方がふえてきております。そうした方々がふえてくるということは、大多数の県

民の方々はきちんと納付期限までお支払いいただいているわけですから、そういった方々に対して県がきちんと回収の努力をするということをお示しできないと、県民の皆様には大きな不公平感が生まれるということになるかと思えます。その結果、従来、岩手県のまじめな県民の皆様が持っているしやる期限内に納付しなければならないという意識が、損なわれていくということが最も避けるべきことだというふうに考えております。

さらに今回の条例につきましては、条例の題名にも掲げましたように、地方自治法において徴収することが可能だというふうに定められているにもかかわらず、本県におきましては、従来徴収してこなかった延滞金について定めようとするものでありまして、大変申しわけありませんが、ほかの債権との関わりというよりも4億円のこの部分につきましてはきちんとした手立てを講じて、徴収する努力を進めていくために制定させていただきたいというふうに考えているものでございます。

○八矢予算調製課総括課長 十分な説明ができるかわかりませんが、県境産廃の関係につきましては、現場再生に必要な事業費と、あとどれだけ原因者に負担できるかというのは別の問題でありますので、現場を再生するためにしなければいけない事業と、あとは原因を特定して個別に原因者に対して負担を求める部分というのは違ってくるのではないかというふうに考えてございます。

森のトレーにつきましては、現在裁判中でございますので、裁判を通じて債権確保に全力を挙げているというところだと承知してございます。

○阿部富雄委員 最初の条例部分、それは条例の制定はわかります。ただ、これが出てきた背景というのは、提案理由でお話しされたように、いわて県民計画アクションプラン改革編の中で、厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出の見直しと歳入の確保を図る、これを受けてやってきたのでしょうか。言うなれば、今、県の滞納債権が122億円にも達しているのだと、この回収を図るためにやってきた中身でしょう。ところが、その一部分だけを取り出して、そのうちのわずか4億円部分だけで、しかも生活困窮者に該当するところだけに目を当てるのはいかがかということをおっしゃっているわけです。全体の中で、これをやるのであればいいけれども、ほかのところは全然手をつけない、裁判中だから手をつけないとかという、そんなことにはならないのではないのでしょうかということをおっしゃっているのです。

そこで、原状回復するのに220億円ではなかったですか、予算調製課総括課長。それから、森のトレーだって、さっき言いましたけれども、平成16年に3分の1を先行的に返納しましたよね。そのときは久慈市に対しても8分の1請求して、久慈市も応じているでしょう。ところが、今回はそうではないじゃないですか。平成20年、21年、22年では、残り3分の2、8億5,000万円ですか、これを払うということにしていますけれども、久慈市に対して何で請求しないのですか。久慈市に請求することと裁判は別の話でしょう。いかがですか。

○八矢予算調製課総括課長 県境産廃の総額は確かに220億3,000万円という事業費だと

承知してございます。森のトレーにつきましては責任を持ってお答えできる立場にはございませんので、現段階での答弁は差し控えさせていただければと思います。

○吉田管財課総括課長 生活困窮者を対象とした条例ではないかという御質問だったように伺いましたが、私どもの趣旨としますと、生活困窮者の方々、特に先ほど申し上げましたような支払い困難なの方々について、延滞金を徴収するということは基本的には余り考えていないところでございます。先ほどの説明でも若干数字を申し上げましたけれども、支払い拒否ですとか、債権に対する無理解、それから例えば携帯電話の番号を変えてしまう等、県側からの接触を拒んでいらっしゃる方ですとか、あるいは實際上、経理上のミスが滞納になったような部分がございますので、こういったものについてはきちんとお支払いしていただくというのが正しい姿だというふうに考えておりますし、それから経済情勢については、先ほど申し上げましたが、書類で確認できたもの、これが100件ほどでございまして、その倍ぐらいが本人からの申し出ということに滞っておりますので、そういった方々につきましては、きちんと納められるものなのかどうかということを確認させていただいて、その確認の結果に基づいて延滞金を課す、課さないという判断をすべきものだろうと考えております。ここまでのことをしませんと、例えば滞納債権が多額に上る中で、どうしてそれが回収できないのだということについて、県民の皆様にご説明することができないものというふうに考えております。

○阿部富雄委員 管財課総括課長の話はわかりませんが、ただ現実問題で、今回条例で該当させようとしている使用料だとか手数料だとか、そういうふうな中身の滞納状況を見ると、一番多いのは児童保護委託措置費ですよね。これが約7,500件。2番目に多いのが児童福祉施設入所者等徴収金、これは1,300件。3番目が生活保護費返還金、これが360件。それから次に県立学校授業料約300件。ですから私が生活困窮者というのは、まさに現在、滞納が発生しているような状況を見ると、こういう中身を見てもそうならざるを得ないのではないかとこのことを心配しているわけです。

ですから、この生活困窮者対策をきちっとやっていくということが大事だと思います。お話しされておりましたように、まずその基本は、何と言っても滞納金を発生させないという、そういうふうな取り組みもやるということですよ。これは納付相談とか何とかにきちっと応じていって滞納をさせない。それから、もう一つは加算金をできるだけ発生させないという、こういう二つの取り組みをきちっとまず最初に手を尽くすということが私は大事だと思うのです。ですから、それをやって、さっきの議論では、払える人が払わないでいるとかなんとかという議論もありましたけれども、そんなことの以前の問題として、まず納付者の立場に立って、どうすれば滞納処分をしなくても済むかということをきちっと対応してもらおうという、ここもぜひやっていただきたい、このように思います。

これは今までの答弁の中でも、やりますということですが、もっともつとね、今まではそういう部分がちょっと足りなかったのではないですか。滞納金を課するための手続に移行する以前の納付相談などを重点的に実施し、可能な限り延滞金が生じないように今後は対処

していくというのでしょうか。だから、今まで以上の取り組みをまずここでやってくださいということですよ。

それから、もう一つは、延滞金発生後についても、債務者の状況に応じて徴収猶予等の手続について相談に応じ、延滞金が減免されるように対応する。今まではこんなことなかったのですから、やはり滞納金が高いのですよ、14.5%。今貯金の利息は幾らだかわかっていますか。1年定期で0.3%ですよ。14.5%なんて莫大な利息ですよ。ですから、できるだけ延滞金、それからそういうことを発生させないように事前に対応してもらいたいということを強くお願いしたいと思います。

それから予算調製課総括課長、極めて財政を預かるものとしては、私は無責任な対応ではないかと思いますね。まず、森のトレーについて言えば、3分の1を先行的に国に返還した際に久慈市も8分の1を返していますよね。県は8分の1をもらっていますよね、そして国に返す。今回だって、平成20年に返したときに久慈市は返さないでしょう。なぜそれを請求しないのですか。滞納回収というのはそこですよ、なぜやらないのですか。

それから、もう一点、県境産廃の関係ですけれども、撤去に要する費用が220億円ですよ。そのほかに責任追及を十何人体制ですずっとやってきた。平成22年度は5名。

○関根敏伸委員長 阿部委員の質疑の途中でございますが、今質疑は現在、議案第23号について行われているものでございます。関連性があるとは思っておりますが、この質疑、議案第23号にかかわりのあるものを中心に質疑を行われますようよろしくお願い申し上げます。

○阿部富雄委員 ぜひ御理解いただきたいのは、この条例が出てきた背景が何だったかということ、そこを踏まえて私は発言をしているつもりでありますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

そういうことで、220億円の撤去費のほかに7年間十何人体制で責任追及をした、その金額だって相当の金額でしょう。これだって滞納債権に入るのではないですか。その70億円の滞納債権という中身は何ですか。

○関根敏伸委員長 質疑の途中ではございますが、さまざま昼食時、行事等が予定されております。この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。御了承ください。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの阿部富雄委員の質疑に対する答弁から再開をいたします。

○八矢予算調製課総括課長 休憩前、さまざま御指摘いただいていたので、答えられる範囲内でお答えいたします。

まず、1点訂正でございますが、県境産廃について事業費全体220億円に対して70億円近くしか計上しない、これはどういうことなのかという御指摘がございましたが、私は実際に求償する金額と全体の事業費というのは少しずれがあるのではないかとお答え申し上げ

ましたが、答弁間違いでありまして、平成 24 年度までの全体の事業費が 220 億円ということでございまして、実際にかかった金額が確定したものを原因者に求償しているということでもありますので、平成 20 年度末までの時点で、現時点で事業が完了して、これだけお金がかかったというものが 68 億円ということでございます。

実際、原因者からの負担の回収が進んでいない状態ですので、平成 24 年度まで実際にその 220 億円の事業が完了して、そのとおり追及して求償していけばほぼイコールの額を原因者に対して追及するということになろうかと思っております。

調査追及のための人件費についても計上すべきではないかといったような御意見に関しては、広い意味では県境産廃の関係の事務として専従職員を置いて調査するという事務をやっているわけですが、訴訟費用であれば別かと思いますが、プラスアルファで県がいろいろ追及して、ほかの排出業者に対する分まで法律的に求償できるかどうかというのは難しいところがあるのではないかなと考えてございます。

今回の条例に関する御指摘ということを考えますと、県民負担を最小にするということかと思えます。県境産廃の原因者となった法人は既に破産あるいは解散してございますので、最終的にインターネット競売等を通じて資産を売却したり、差し押さえをしたりということはさまざまやっておりますが、実際そのお金として何百億円もとれるというのはかなり難しいのではないかと思っておりますが、県民の負担を最小にするために、まずは特別の法律をつくってもらって、国の手厚い補助を入れた。それから、毎年度の特別交付税の算定の要望においても、やはりこれは岩手県民の税金だけで片づけるというのは筋が違うのではないか。原因者、そもそも首都圏から出たごみを岩手県で埋めたというものを片づけを岩手県民の税金でやるのはおかしいのではないか、やはり国費財源で手当てすべきではないかということを、本年度も私が実際に総務省に行って、特別交付税の要望もいたしましたし、また調査追及もこれまで 4 億 3,000 万円ほど排出業者、ごみを出したほうの企業から回収したということもございまして、そういった意味で、県民負担を最小にするための努力は、さまざま続けていかなければいけないと考えてございます。

それから、森のトレイについてでございますけれども、お話がありましたように、国に対して一部国庫補助の返還分だとか、これは延滞金、返さないでいると国の延滞金、補助金が、延滞金がどんどん膨らんでいきますので、これをまずとめるために県民負担をふやさないために先行して一部返還したものでありますけれども、平成 15 年度に 3 分の 1 を返した際には、久慈市から 8 分の 1 の負担を求めた。平成 20 年度、21 年度合わせて 3 分の 1 を返した際には久慈市からの負担は確かに求めているわけですが、結局、訴訟のほかには回収していないというふうにお話にありましたけれども、まず訴訟によって原因者から全額回収すると。訴訟継続 県は訴訟当事者ではないですけれども、訴訟の当事者というのは債権回収に当たっての最大の努力を払おうと思っておりますし、それで債権を回収した場合には、久慈市あるいは県に対してお金が入ってくるわけですから、久慈市に入ったお金は、まず県が国に対して払ったお金の優先充当する。久慈市は久慈市の分に充当して、残った分を返還

してくるのではなく、まず県が払ったお金の優先充当するというルールとして決めまして、そうしたことから平成 20 年、21 年については久慈市の負担を求めなかったものというふうに承知しております。

森のトレーに関しても、県民負担を最小にするということで、継続することを含めて最大限努力して取り組もうというふうに考えてございます。

○阿部富雄委員 これをやめますけれども、予算調製課総括課長、平成 20 年で 68 億円の債権が発生している。これが今後は平成 24 年まで、220 億円の撤去費がかかるので、毎年ですね、そうしますと 50 億円近くずつ 50 億円までいかなくても債権がふえていくわけですよ。平成 24 年までには撤去費に相当する 220 億円を超えるのだよと、220 億円になるというのですからね。膨大な債権になっていくということなのです。だから、そこをちゃんとやらなければならないのか。その一つとして、責任追及のための職員、これだって、今まで十何人体制で何年かやってきた。また、ことしも 5 人体制でやるというのですよ。これ以上追及して何が出てきますか。だから国と協議をして、責任追及については一定程度整理は図られましたと。もう県としてはこれ以上の打つ手はないので、責任追及はやめますので了解いただきたいという、何でその交渉ができないのですか。それが債権を少しでも減らす方法でないのですか。ぜひそういうことをやってくださいと私は言っているわけですよ。

それから、どの部分が債権になって、人件費などのソフト面は債権にふさわしくないのだという答弁をしていましたけれども、県境産廃についてはきちっと数字で、どれが債権になって、今まで県境産廃にかかわった費用はどのぐらいかかってどうだということをきちっと数字で出してみてください。これは後で結構ですからね。そうしないと、どこまで債権が膨らんでいるかというのが全然我々にも見えないのですよね。これは人件費とか一切の経費を含めたものでぜひ出して、後で資料としていただければというふうに思います。

それから森のトレーについては、訴訟で回収する。言って悪いのですけれど、だれもこの訴訟で勝てるなどと思っている人はいませんよ。勝てると思いますか。大体提起している人の対応を見てください。あんなことで裁判勝てると思いますか。県がただ、やれやれとあおっているだけでしょう。やっぱりここはきちっと対応しないとだめですよ。いつまでも訴訟で回収できる、できるなんていったって、そんな当てのないことをだれも信じません。訴訟そのものだって、本来はもう見直さなければならない時期に私は入っていると思うのですよ。そこも含めてきちっと対応していただきたいと思います。終わります。

○高橋昌造委員 私は吉田管財課総括課長に、これ以上聞けば聞くほどマイナスの議論しかならないので、お願いでございます、答弁は結構でございますので。

本条例の最後に補則として第 5 条に、必要な事項は知事等が別に定めるという記述があるわけですが、特にはこの生活弱者対策として第 2 条の督促のただし書き、特別の事情がある場合においてはと、それから第 4 条の延滞金の免除、やむを得ない事情があると認める場合においては、その全部又は一部を免除。このルールをしっかりと明確化して。ここをあいまいにしておくと、いろいろ後から大変な問題になると思うので、これ規則で定めるのか、要

綱で定めるのかあれですけれども、いずれにしてもこのところは、ルールはしっかり決めて、だれにも納得のいくような形で精査をして取り組んでいただければなということです。以上です。

○関根敏伸委員長 答弁はよろしいですね。

○高橋昌造委員 いいです。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第40号全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについて及び議案第41号関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入並びにこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案（その2）の115ページをお開き願います。議案第40号全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについて。引き続きまして116ページ、議案第41号関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについてでございますけれども、宝くじは御案内のとおり全地方団体が発売しているというものではなくて、都道府県といわゆる政令市が共同して発売しているというものでございます。宝くじの種類にはジャンボ宝くじのような紙くじ、それからロト6、ナンバーズのような数字選択式宝くじ、宝くじの種類のほか、全国規模で発売する年末ジャンボ、サマージャンボのような全国区と地域の一部において発売する地方くじというものがございます。それぞれ都道府県、政令市が協議会を組織して発売しておりまして、全国区域で発売する全国自治宝くじについては全国自治宝くじ事務協議会、それから岩手県であれば関東、甲信越、東北、北海道を含めた地域で発売する、いわゆる関中東宝くじに関しては関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会という協議会をそれぞれ作成して加入してござ

います。

今般、昨年平成 21 年 10 月 28 日に、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令の公布がありまして、来年度の平成 22 年 4 月 1 日から相模原市が指定都市、いわゆる政令市として指定されることになりました。

これに伴いまして、全国自治宝くじ事務協議会及び関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に相模原市を加え、これに伴い、協議会規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 252 条の 6 において例によることとされている同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を賜ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 42 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋参事兼人事課総括課長 議案第 42 号の包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。議案(その 2)の 117 ページを御覧いただきたいと思っております。

この議案は、平成 22 年度におきます包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的は、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告の提出を受けるものでございます。

契約期間の始期は平成 22 年 4 月 1 日としようとするものでございます。

契約金額でございますけれども、これにつきましては、実際に監査に要したその日数等に依りて算定することといたしておりまして、現時点において確定することができませんので、本年度予算額と同額の 1,397 万 4,000 円をもって、その上限額としようとするものでございます。

また、費用の支払い方法でございますけれども、監査の結果に関する報告の提出後に一括払いしようとするものでございます。

契約の相手方は、あずさ監査法人東京事務所の久保直生公認会計士でございます。同会計士は、本年度の包括外部監査におきまして、一般会計の債権及び公営企業会計の債権管理についてをテーマに監査を実施いたしましたけれども、公認会計士としての豊富な見識、洞察力等を生かしまして監査を行っていると思われましますので、同氏と引き続き契約しようとするものでございます。

この久保公認会計士の主な経歴についてでございますけれども、詳細につきましては、お手元に資料を配付させていただいているところでございます。

また、3月3日の本会議におきます議案質疑の際にも総務部長から答弁申し上げましたけれども、地方自治法第252条の36第3項の規定により、同一の者と連続して包括外部監査契約を締結できる回数は3回までとなっているところでございますけれども、同会計士との契約締結は平成20年度から今回でその上限の3回目となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○阿部富雄委員 今回の包括外部監査の契約締結に当たっては、どういう観点をもって契約締結しようというふうに判断されたのか。

それから、この包括外部監査の契約の場合は、監査委員の意見を聞かなければならない、意見というか、監査委員の合議で意見を聞くというふうになっているようでありますけれども、監査委員からはどういうふうな話だったり、意見があったのでしょうか。

○高橋参事兼人事課総括課長 この久保公認会計士でございますけれども、平成20年度、21年度、この包括外部監査に取り組んでいただいております、それぞれの年度におきまして監査結果、それから監査人の意見を詳細に述べてきて、また日ごろからの監査状況も真摯に取り組んでいただいているというような点を評価させていただきまして、来年度も引き続きお願いしようというように考えたものでございます。

それから、包括外部監査人の選考に当たりましては、事前に法の規定に基づきまして監査委員の意見を聞くということは、委員御指摘のとおりでございます、事前に岩手県の監査委員のほうに意見を求めたところでございまして、その選任については異存がない旨の回答をいただいているところでございます。

○阿部富雄委員 わかりました。それで包括外部監査というのは、包括ですから、特定のということではございませんよね。監査項目については、契約を締結する久保氏のほうが判断して個別具体の監査を行うという、こういうことになるわけですか。

○高橋参事兼人事課総括課長 ただいま委員おっしゃるとおりでございます、監査テーマにつきましては、これは包括外部監査人の独自の権限ということでございます。

○阿部富雄委員 ただ、そうしますと監査委員の意見を聞くということで、監査委員の果たす役割といいますか、意見を述べようがない。ただこの業者といいますか、この監査法人でいいか悪いかというだけのことしかならないと思うのですけれども、その点はどうなのですか。

○高橋参事兼人事課総括課長 法律上、監査委員が意見を述べますのは、特定の監査人の選考について意見を述べるわけでございまして、監査契約の締結後におきまして、テーマについては包括外部監査人が決定するという仕組みになっているものでございます。

○阿部富雄委員 法律上はそういうふうな規定はわかります。ただ、せっかく外部監査をお願いするわけですから、県としても意見を言ってもいいのではないのでしょうか。特に今県政ではこういうところが問題になっているので、この辺を民間の立場から見てもどうなのかというような、そのような監査方法も私は方法とすればあり得ると思うのですけれども、ぜひそういうふうな進め方をさせていただきたいと思うのです。これは、先ほど言った、例えば滞納債権の問題だとか、あとは警察問題でもいろいろ報奨費がどうのこうのなどと騒いだ時期もありましたから、そのようなことも含めて、個別具体の中身も要請するということはやるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○高橋参事兼人事課総括課長 監査人が監査テーマを決定するに当たりまして、岩手県の置かれている状況、それからさまざまどういうことが県民から大きな注目を浴びているかという情報交換は、総務部がその窓口となって対応させていただいておりますので、ただいま委員の御指摘等をいただきましたので、今後なお、その意見交換の機会を綿密にやっていきたいというふうに思います。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情受理番号第 85 号技能士並びに技能士の育成に努める県内専門工事業者への具体的施策の実現に関する請願を議題といたします。本請願について当局の参考説明を求めます。

○金田入札課長 お手元にお配りしております県営建設工事における技能士制度の活用についてという資料で御説明をいたしたいと思っております。県営建設工事を発注する際における技能士の活用等についてまとめたものでございます。

1 でございますが、技能士はどういうものかということでございます。まず、技能士は職業能力開発促進法に基づく技能検定の合格者に与えられる資格でございまして、建設工事

の分野では、とび、塗装、防水など 20 種類の工事につきまして、防水施工技能士など 30 種類の資格がございます。

県内での資格取得者でございますが、延べでございますけれども、8,000 人を超えている数の技能士がいらっしゃいます。

それで実際の役割でございますが、技能士は工事現場でみずから作業を行うとともに、他の技能者に対して施工の品質の向上を図るための作業指導を行うというような役割を担っているものでございます。

それからもう一つ、新しい制度といたしまして、平成 20 年 4 月に登録基幹技能者という制度が新たに設けられております。これは、熟達した技能を有し、安全管理、品質管理、工程管理等のマネジメントや現場の責任施工を行うことができるといった基幹的な役割を担うために必要な技能講習の修了者に与えられる資格ということで設けられました。

講習は国に登録した機関が実施しております。岩手県での修了者は、平成 21 年 9 月現在で 262 人となっております。

実際の活用についての現状でございますが、(1) の経営事項審査でございます。公共工事の入札に参加しようとする建設業者に義務づけられている、いわゆる経営事項審査につきまして、技術力の評点として活用されております。実際には、下に計算式、それから箱で囲っている点数の部分がございまして、具体的には、基幹技能者は 1 人 3 点、それから一般の技能士につきましては、1 級、2 級で違うのですけれども、2 点または 1 点というような点数で評価をされております。

それから、(2) 県営建設工事競争入札参加資格審査でございますが、いわゆるこの資格者名簿の登録に係る審査に当たりましては、工事現場に配置できる専任の技術者の雇用が必要でございます。その技術者としては、技能士もこの技術者として認めるという取り扱いを行っております。

それから、実際の工事現場への技術者の配置につきまして、現在この法として工事現場ごとに一定の資格を有する主任技術者または監理技術者を置いて、施工の技術上の管理を行うことが義務づけられておりますが、その資格として、建設業法に基づく 1 級、2 級等の建築施工管理士のほかに、技能士についても 1 級、2 級の技能士も技術者として認めるという取り扱いを行っております。こういうことで、現状で活用しているわけでございますが、4 番として、今後の検討している事項ということで二つ掲げております。一つは、いわゆる新しい次の県営建設工事競争入札参加資格審査の平成 23、24 年度の名簿づくりに向けて、新たに登録基幹技能者の雇用数により一定の加点をする評価を行うという仕組みの導入を現在検討しております。

もう一つが、実は国のほうからお伺いしておりますが、総合評価落札方式において登録基幹技能者を加点評価しようということで、モデル事業を実施しているというふうに伺っております。今年度でございます。まだこの結果の詳細が私どものほうには来ておりませんが、今後この検証結果が地方公共団体に示されると考えておりまして、その状況を踏ま

えまして、本県における導入の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○関根敏伸委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 採択の声がございますが、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

この際、地域振興部から公平委員会の事務の受託の協議に関し専決処分を行うことについて発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤地域振興部長 公平委員会の事務の受託の協議に関し専決処分を行うことにつきまして説明申し上げます。お手元にお配りしております1枚紙の資料、公平委員会の事務の受託の協議に関し専決処分を行うことについてを御覧願いたいと存じます。

本件の趣旨でございますが、平成22年4月1日に設置予定であります岩手北部広域環境組合の公平委員会の事務を県が受託することに関しまして、規約を定めて組合側と協議することにつきまして、専決処分を行いたいというものでございます。

一部事務組合は、地方公務員法の規定によりまして公平委員会を置くものとされておりました。また公平委員会の事務をほかの地方公共団体の人事委員会に委託して処理させることができるとされております。

組合側からは、設置後の組合議会の議決を経まして県に委託の協議がなされる予定でございまして、県では、地方自治法の規定によりまして、受託の協議を行うに当たりまして、議会の議決を得る必要があるということになっております。

こういう制度でございまして、次の専決処分を行う必要性については記載しておりますとおりでございまして、2点。まず1点目でございますが、職員の権利救済に支障をきたさないようにするため、組合設置から公平委員会の事務の受託までに空白期間を生じさせないようにする必要があるということ。

2点目でございますが、組合からの公平委員会の事務の委託の協議が組合設置、本年4月1日でございますが、これと同一に行われる予定であるということございまして、県議会を招集する時間的余裕がないということがございます。

そういう事情がございまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行わせていただきたいと思いますというふうなものでございます。なお、本件につきましては、お

認めいただければ、次回の県議会におきまして改めて御報告し、承認をいただきたく、そういう手続をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上で公平委員会の事務の受託の協議に関し専決処分を行うことについての説明をさせていただきました。事情を御賢察の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 以上で地域振興部長からの説明を終わります。

この際、何かございませんか。

○高橋昌造委員 私からは3点についてお聞きいたしたいと思います。それで、まず第1点目は昨年4月に北朝鮮でミサイル発射の事案があったのですが、このことにつきまして、国民保護の取り組みについて市町村、県、そして国では、こういう事案が発生したときに、機動的にまた総合的に対応できるような常に体制整備をしておかなければならないわけですが、今、国民保護に対する取り組み、具体的にどのように取り組んでいるかお伺いをいたします。

○越野防災危機管理監 国民保護の取り組みについてでございますけれども、今現在の取り組み状況について申し上げますと、平成18年の段階でもう既に国民保護計画は作っております。それで、国民保護の事務は国民保護訓練ということで、いかに計画を実効性のあるものにしようかということをやっております。昨年の11月に国との初めての国民保護訓練 共同訓練を実施いたしました。この際は、先般4月の北朝鮮のミサイルの教訓を生かしながら県の対策本部としての行動、あるいは国民保護の手続的なもの、これは防災災害とはちょっと違う面がございます、国が国民保護事態を認定しますと、法定事務という、そういう事務がございますけれども、その辺の手続の要領とか、そういうようなことを演練をいたしました。

県も今回の訓練の教訓を生かしながら、事後は各市町村に訓練をやっていききたいと、こういうふうに考えてございます。

○高橋昌造委員 そこでお伺いいたしますが、この計画を実効性のあるものにしていかなければならない、まさにそのとおりだと思うのです。その中で、課題があったとすればどういふ課題があったか。またその課題を解決するためにどのような方策を考えているか、お示しをいただきたいと思います。

○越野防災危機管理監 まず課題でございますけれども、例えば国民保護事態というのはいろいろな事態がございます。その事態別に応じた取り組みというのはございますが、共通するのは、いかに事態から避難するか。これは津波にも通ずるところがあるのですが、そういう避難行動というのが災害あるいは国民保護にかかわらず共通している部分がございます。これは防災訓練などを通じて実施をしている。国民保護独特のものがある。これは、一つはミサイルとか、瞬時に国民のあるいは住民の避難をしなければいけないということで、Jアラートというのを整備してございますけれども、来年度中に国の施策で全部、各市町村にJアラートが配備されるようになります。いかに早く住民に知らせるかというようなことが課題になっておりますので、国のJアラートが整備されると、それに応ずる訓練をしない

ければならない、これがまず一つ。

それから、もう一つは、先ほど申しました国民保護事態、いわゆる法定事務で国のほうが認定すれば国のほうから指示等が出ます。今までの災害とは全く逆のパターンでございますので、情報の伝達が国から来る。それをいかに市町村に伝達するか、この辺のところは今までの災害とは違うパターンであるというところをこれから訓練していかなければならない。そういったことをこれからやっていきたいと考えてございます。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。それでは、第2点目に、国内で発生した老人福祉施設の火災を受けて、予算特別委員会でも質問があったわけですが、緊急調査をなされたということなのですが、その調査結果はどうなっているのか。もし情報収集しているのであればお知らせを願いたいと思います。

○高橋防災消防課長 3月13日の社会福祉施設での火災では死亡者も出たということで、消防庁のほうから3月15日に通知がありまして、それによりまして各市町村のほうに対策等について通知を出したところでございます。

そして、実は消防庁から調査をなさいという通知が夕べ来たところでございまして、本日付で各市町村に対して調査の通知を出したところでございます。この取りまとめは、4月19日までの間に指導し、調査もし、取りまとめるというような状況になっております。

○高橋昌造委員 それで、札幌で起きた火災なのですが、県内に類似する施設はどのぐらいあるか。そして、立ち入り調査はどのぐらいの件数か、今のところではわからないのですね、そうすると。

○高橋防災消防課長 類型からした場合に、ああいった形の社会福祉施設は全体で330施設あることにはなっておりますが、今回の調査で特に言われております1,000平方メートル未満ということで指導を強化しなさいということになっておりまして、その数については今後調査もして、多分330よりは少なくはなるのですけれども、そういったところを対象にやっていくということでございます。

○高橋昌造委員 次に、この間のチリ津波の関係では、県当局の職員の皆さん方は、本庁をはじめ、出先も含めて本当に大変御苦労さまでございました。

そこで、先ほどもちょっと特殊勤務手当のところでもあったのですが、職員の参集基準、これはもちろん、基準は設定されていると思うのですが、職員に周知徹底されているのか。また、周知の方法はどのように取り組まれているか、もしお知らせできるのであればお願いをいたしたいと思います。

○越野防災危機管理監 職員の参集基準でございますけれども、地震、津波の規模によって参集基準を定めております。まず、震度5弱あるいは津波警報等が出た場合は、1号配備とって、指定職員は参集することになっております。それから震度6弱、また津波警報で被害が大きくなるというようなことであれば主査以上、2号配備とっております。今回のように大津波警報、あるいは6強及び7の場合は全職員参集、こういうふうな基準にしてございます。

○高橋昌造委員 今回の津波のときの参集の状況はどうだったのか。いずれ、これからのこともあると思うので、もしその辺の検証をなされて課題があるとすればお知らせを願いたいし、それから災害発生の場合は初動体制が一番やはり求められるし、その初動体制に誤りがあると災害が大きくなるということなので、その初動体制の整備について県当局はどのように進めておるのか。また、いろいろな関係機関、団体と地域防災計画なんかののっつて進めておるわけですが、その辺のところの連携がうまくいっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○越野防災危機管理監 まず、参集等の課題についてでございますけれども、先般の岩手・宮城内陸地震のときに、当初は参集を電話でやっていました。ところが、電話が通じなかったということで連絡がとれない状況になって、それからは自主参集、もし揺れを感じたら自発的に参集するというふうに変えてございます。今回の場合は遠地地震津波でございましたので情報が事前に入ってきていましたので、職員は自発的に、それこそ連絡をしなくてもほとんどの職員が警報が出た段階で参集してございました。

今のところ、参集に関しては特段問題は生じていないというふうに認識しています。さらに、来年度4月に、参集訓練あるいは情報連絡伝達訓練、こういうものを毎年やって、課題は何かということ把握してございます。

それから、初動体制でございますけれども、岩手・宮城内陸地震のときにそういう初動の体制にちょっと不備がございましたので、内部の体制を変えました。例えば情報班とか対策班、それから統括班や通信班というそういう機能別にして、例えば指示も、だれかがキーマンではなくてもそういう人たちが自発的に活動できるように、役割分担を明確にするとともに、そういう班編成といいますか、機能分担をしっかりとさせたわけでございます。

それから、各機関との連携でございますけれども、去年の国民保護訓練や、それから総合防災訓練、いろいろな訓練の場を通じて連携訓練をやってございます。特に警察、消防、自衛隊、こういう実働部隊との連携を密にするようにということで実施をしてございます。今回のチリ津波の場合も各機関との連携は非常にうまくいったというふうに認識してございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 車に対する税体系のあり方が、さまざま変わってきてつあります。現政府では、重量税についても見直しをされているようですし、これが地方財源にどういうふうになっていくのかという部分については、この件については明らかにされていますが、それで今自動車税の滞納、これについても、私たちも福岡県に行ってその捕捉について視察をしてまいりました。福岡県のみならず、各自治体でさまざまな工夫をして自動車税の滞納を防ぐということについて企画をしながらやっているようです。

本県も、逆にこういう税の体系が国民の中で、これは無料で、これはなくなったのでという整理もつかないまま、自動車税もいいのではないかというような、車もまさに財産ではなくて道具になりつつあるというような中であって、その辺は大変御苦労なさると思うので

すが、ただ、こればかりはきちっと納付してもらわないと県財政にも響いてまいりますので、今後どのような対策をするおつもりなのか、その点についてお伺いいたします。

○八重樫税務課総括課長 今委員から御指摘いただいた内容については、この総務委員会が福岡県に調査に行かれまして、福岡県はコールセンターというものを設置いたしまして、県税の徴収対策として、特に自動車税等の早期納付を促すために、県自動車税納税コールセンターを設置したということは承知しておりまして、資料も取り寄せまして税務課の中でもさまざま検討させてもらっているところでございます。

本県におきましては、岩手県県税収入確保対策指針というものを策定いたしまして、自動車税については納期が5月でございますので、最初の初動集中整理、まず現年度分、6月から9月にそういった初動で集中して整理をすることが大事でございますので、県税の職員全員を挙げまして文書催告や電話催告、臨戸等によって早期に滞納整備に着手すると。必要な財産調査も行いながら適宜滞納処分を行うことといたしております。

したがって、電話催告以降の一連の滞納整理を考えると、コールセンターで行えるのは電話催告、納税の称揚の部分でございますから、本県では職員による一貫した処理を行いながら自動車税の滞納処分に努めている、こういう考え方でございます。

○飯澤匡委員 そういう取り組みも評価をしますけれども、富山県などではさまざまな段階に応じて封筒の色を変えたりしている。余り費用もかからない程度にそれなりのアクションを、取り組みの内容も少し工夫を凝らしていくことも大事だと思うのです。したがって、それらを含めてしっかりとしたその指針のもとに、いろいろな人の意見を聞きながら、余りこれは予算といいますか、コストがかかり過ぎててもこれは問題でしょうから。問題は、やっぱり工夫をしていくということだと思うのです。これは税務課に限らず各般の部局にも言えると思いますが、その点に留意して頑張っていたきたい。これで終わります。

○関根敏伸委員長 ほかにございませんか。

○五日市王委員 交通政策について一つだけお伺いいたします。ことしの12月に東北新幹線が新青森まで延伸するというところでございまして、地元ではこれまでのダイヤがどうなるのかというのが非常な関心事でございまして、今の段階で何か情報があれば教えていただきたいのですけれども。

○平野交通課長 JRのほうから私どもに対するダイヤ改正の情報というのは直前にしか来ないということもございまして、今はまだ連絡は入っていないところでございます。ただ逆に言えば、大きな改正、改善をする場合は内々の相談があるものでありますから、そういうことがないということにつきましては、岩手県については大きな影響はないというふうには考えてございます。

○五日市王委員 いずれ今の本数でももう少しとめてくださいというような要望もずっと出ているわけでございますから、少なくとも今の本数は残していただきたいということ。また、割引制度もありますよね、八戸ー盛岡間ですね。ああいった制度がどうなるかというのもすごい関心があって、そういったものも残していただきたいと思っておりますし、いずれ

地元の市町村ときちんと足並みをそろえて、声を上げるときは大きく上げていただきたいなというふうに要望いたしまして終わります。よろしくをお願いします。

○関根敏伸委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目につきましては、過疎対策についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。

なお、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたします。

次に、5月に予定しております県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に委員会調査計画案を配付しておりますが、この日程により調査を行うこととし、詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたします。なお、詳細については当職に御一任願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。